

新型コロナウイルス感染症予防のための「生涯学習センター」運用ガイドライン

1 利用者を実施していただく事項

(1) マスクの着用

入館時（中）は、必ずマスクを着用してください。

(2) 手指消毒の実施

入口における手指消毒を必ず行ってください。

(3) 検温への協力

入館時の検温への協力（体温が37.5℃以上の時は、原則として入館を禁止する）をお願いします。

(4) 利用時間

原則90分を超えない範囲でご利用ください。

(5) 換気の実施

利用する部屋（会議室等）の窓及びドアの開放をしてください（原則30分に1回10分程度の換気を行ってください。）。

(6) 除菌の実施

利用する部屋（会議室等）の備品（机や椅子等）やドアノブなど、人が触れる部分については、利用する前後に除菌を実施してください。

(7) 入館者カード、チェックシートの記入

入館者は氏名、住所、連絡先等を記入してください。また、利用する前に鍵とともにお渡しするチェックシートの実施項目を確認してください。利用した後は、チェックシートの項目を実施・記入し、事務局職員にお渡しください。

2 施設管理者において実施する事項

開館前の準備として、施設内人の手が触れる場所（会議室のドアノブや手すり、トイレ等）の除菌を実施する。

(1) 検温の実施

利用者が入館する際には検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合は原則、入館をお断りする。

(2) 利用時間等

利用時間は、原則90分以内とする。

(3) 除菌剤等の準備

使用前・後の利用者における除菌作業に用いる除菌剤等を準備し、受付時に使用方法等を説明し、除菌を徹底する。

(4) 利用者に対する周知

施設の利用者に対して、「利用方法や予約について」各種媒体（広報、回覧

SNS等)により周知をする。

(5) 入館者カードの記入依頼、保管及び廃棄

感染者が出た場合に感染経路を特定するため、入館者カードの記入を依頼するとともに、記入された入館者カードを適正に保管し、1月を経過したときは廃棄する。

(6) 施設の利用人数の制限

各施設の利用人数の制限及び対面にならない配置とする。

また、館内での利用者同士の距離を縦2m、横1.5mを目安に確保する。

3 大ホールの使用について

コンサートや演劇、講演会等の公演等(以下「公演等」という。)が開催される場合には、次の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、公演の主催者(以下「公演主催者」という。)であることに留意し、施設管理者の協力のもと、実施することとする。

(1) 公演前

・各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者(以下「公演来場者」という。)の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演参加者に対して、収集した個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

・公演等のスタッフ(以下「公演スタッフ」という。)の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演スタッフ等に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

(2) 公演当日の来場者への周知

① マスクの着用

入館時(中)は、必ずマスクを着用してください。

② 手指消毒の実施

入口における手指消毒を必ず行ってください。

③ 検温への協力

入館時の検温への協力(体温が37.5℃以上の時は、原則として入館を禁止する)をお願いします。

④ 社会的距離(ソーシャルディスタンス)の確保を徹底する。

(3) 公演等当日の対応

ア 開場・休憩時間の延長について柔軟に対応する。

また、公演等の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。

イ 公演来場者の感染防止策として次の措置を講ずる。

- ① 座席は原則として指定席とする。
- ② 座先は最低1 m（できるだけ2 mを目安に）の間隔を開けて配置する。
- ③ 公演等中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知する。
- ④ 来場者と接触するような演出（来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等）は行わないこととする。

ウ 公演スタッフの感染防止策として次の措置を講ずる。

- ① 公演等の運営に必要な最小限度の人数とする。
- ② マスク着用や手指消毒を徹底する。
- ③ 自宅で検温を行うこととし、体温が37.5℃以上の時には自宅待機とする。
- ④ 公演等の会場入口に行列が生じる場合、距離を縦2 m、横1.5 mを目安に確保する。その際は、整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。

（４）来場者の入退場時の対応

事前に余裕を持った退場時間を設定し、座席エリアごとの時間差での入場・退場等の工夫を行う。

（５）公演後の対策

- ① 退場時に来場者に対し、公演等後2週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処の方法を、再度周知する。
- ② 感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ③ 使用した施設の除菌を実施する。